

（６）規制委員会は柔軟性を持ち効率的で的確な審査を行え

青森県一般男性

原子力規制委員会（以下、規制委）が発足してから３年１０カ月、規制委が策定した原子力発電所に関する「新規規制基準」が施行されてから３年。規制基準施行に併せ、多くの電力会社が原発の適合性審査（安全審査）を申請した。当初、田中委員長は「審査は半年ほど」としていたが、審査が終了し「合格」した原発は、川内１、２号機、高浜３、４号機、伊方３号機の５機に止まっている。青森県にあっても、東北電力東通１号機、電源開発大間原発、そして、日本原燃の再処理工場などが審査を申請しているが、依然として「合格」のメドは立っていない。審査の遅れについて、規制委は「不慣れであった」「人員が不足している」などと言い訳しているが、果たしてそれだけであろうか。私には、規制委の体質と、審査に臨む姿勢や考え方に根本的な問題があると思われてならない。その一つが、地質・地質構造への拘りだ。多くの原発や核燃料施設等の審査で最初に行われるのが、地震・津波と地質・地質構造の関わりの審査で、特に「有識者」会合の審査は長期化している。この「有識者」会合のメンバーは、規制委の前委員長代理で地震・津波の審査の責任者であった島崎氏と同学派に属する者が多く、この「有識者」会合は、敦賀２号機、志賀１、２号機では原子炉建屋直下の破碎帯は「活断層らしい」とし、東通１号機でも敷地内に存在している可能性が高いなどとした。その結果、安全審査自体に進まないという事態が起こっている。活断層に関する明確な定義もなく、「有識者」会合も「活断層と思われる、可能性がある、活動性を否定できない」などと、曖昧な「結論」を主張している。規制委の「体質改善」の前提として、かかる「有識者」会合の抜本的な改善が必要であり、規制委には「有識者」会合の結論を鵜呑みにしない審査を求めたい。なお、この「有識者会合」なるものは何らの法的根拠を有していないことも指摘しておこう。

規制委は「三条委員会」であり、その「独立性」が保障されている。しかし、しばしば指摘されてきたように、「科学的・客観的」なる美名の下に、これまでの経験知や学説を顧みず、電気事業者や他の専門家の意見にはほとんど「耳を貸さない」という「独善性」も見られてきた。こうした態度は一定程度改善されたふしもあるが、根本的には改まっていない。一部の「反原発」「脱原発」メディアは、科学的・客観的判断を下すためには、過去は全てご破算し、何ものからも独立しなければならないなどと称賛するが、繰り返すまでもなく、科学的、客観的な真理を追究するためには、これまでの様々な知見や経験を確実に検証するとともに、学説や意見の異なる者との真摯にかつ十分な時間を使って意見交換をし、議論を重ねることこそが重要なのは言うまでもない。規制委の「独善性」はやがては自らの「唯我独尊」＝「孤立」となり、結局は国家と国民にマイナスの影響と損失を与えることになる。規制委が委嘱した「国際アドバイザー」からも「体質改善」を求められたはずである。

規制委は、これまでの頑なな「独善的」態度や「孤立」を早急に改めるべきであるが、同時に、いくつかの課題もある。第１に、「日本国憲法」との関係である。規制委もまた憲法を順守しなければならないのは当然である。行政庁としての安全規制上、当事者の意見を聴くなどの公正な手続きを確保することは必須の事項であることを肝に銘じるべきであろう。第２に、政治・行政の継続性の問題である。規制委は原子力保安院と原子力安全委員会の権利と義務を全て継承して

いることである。原則的には、原子力保安院や原子力安全委員会の決定を無視することはできないのである。第3に、規制委の設置根拠は「原子力基本法」にあることだ。「原子力基本法」は原子力の平和利用の推進を定めた法律であり、規制委は、原子力の利用促進とのバランスを重んじなければならないのであり、規制委の「規制基準」はその限りにおいて有効性をもつものである。ましてや、「新基準」の遡及的適用には極めて慎重であるべきだ。さらに、規制委が好んで使う「科学性」なる点からしても大いに疑問がある。その端的なものが、先に触れた破碎帯・断層問題で、過去の安全行政に関与した専門家を徹底的に排除し、偏った「科学性」を重視していることだ。

規制委が策定した「国際的にも最高水準なもの」とする「新規制基準」の運用上の問題も指摘したい。規制委のこれまでの活動からすれば、その当事者が策定した「規制基準」自体に問題を感じざるをえないが、「規制基準」は政府が承認したものであり、今後も、これに基づいて安全審査が行われることとなる。こうした中で、規制委に望みたいのは、真に公正で効率的で、かつ柔軟性をもった審査を実施することである。規制委が創設されるに当たってモデルとしたものが米原子力規制委員会（NRC）であることは良く知られた事実である。このNRCは、規制に関して、「独立性」とともに、「開放性」「効率性」「明瞭性」「信頼性」の5原則を定めている。そうした原則に基づき、NRCはむやみに原発を止めるのではなく、稼働させたままで、リスクと費用対効果を判断しているとされる。規制委もこれを参考に、「規制基準」は本来、規制のためのものではなく、原発を安全に運転させるためにはどうすべきかを判断する条件であることを認識し、安全審査を効率的・合理的、かつ柔軟に実施し、原発の再稼働を進めるべきなの言うまでもない。

平成28年7月18日